

# 目次

---

## 第1章 基本的な考え方

|            |   |
|------------|---|
| 1. 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2. 計画の目的   | 1 |
| 3. 基本理念    | 1 |
| 4. 計画の位置付け | 2 |
| 5. 計画の期間   | 2 |
| 6. 成果指標    | 2 |
| 7. 施策の体系   | 4 |

## 第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重と平等をめざす教育・学習の推進        | 6  |
| ○主要課題1 「幼・保・学校等」学びの場における男女平等教育の推進    | 6  |
| ○主要課題2 社会教育・生涯学習における男女平等教育の推進        | 9  |
| ○主要課題3 男女平等教育の視点に立った調査研究の推進          | 11 |
| 基本目標Ⅱ 家庭における男女の平等・共同参画の実現            | 13 |
| ○主要課題1 男女が対等なパートナーとして共に支え合う家庭づくりへの支援 | 13 |
| ○主要課題2 地域における子育て支援の充実                | 16 |
| ○主要課題3 要介護者を持つ家庭への支援の充実              | 18 |
| ○主要課題4 夫婦・パートナー等の男女間におけるあらゆる暴力の根絶    | 21 |
| 基本目標Ⅲ 職場における男女の平等・共同参画の実現            | 23 |
| ○主要課題1 男女の均等な機会と待遇の確保                | 23 |
| ○主要課題2 家庭を持つ男女労働者への支援                | 27 |
| ○主要課題3 女性の職業能力開発への支援                 | 31 |
| 基本目標Ⅳ 地域社会における男女の平等・共同参画の実現          | 33 |
| ○主要課題1 男女の固定的な性別役割分担意識の解消            | 33 |
| ○主要課題2 政策・方針決定への男女共同参画の促進            | 36 |
| ○主要課題3 生涯を通じた女性の健康支援                 | 37 |
| ○主要課題4 市民と行政との協働による男女共同参画の推進         | 39 |
| ○主要課題5 男女共同参画の視点に立った地域の国際交流の推進       | 43 |

## 第3章 計画の推進体制

|                     |    |
|---------------------|----|
| 1. 推進体制の整備          | 45 |
| (1) 庁内推進体制          | 45 |
| (2) しおがま男女共同参画推進審議会 | 45 |
| (3) 計画の推進体制図        | 46 |

## 目次

---

### 参考資料

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 1. 計画策定の経過                     | 47 |
| 2. しおがま男女共同参画推進審議会委員名簿         | 48 |
| 3. 塩竈市しおがま男女共同参画推進条例           | 49 |
| 4. しおがま男女平等・共同参画基本計画推進本部設置要綱   | 54 |
| 5. しおがま男女平等・共同参画基本計画推進連絡会議設置要綱 | 55 |
| 6. 男女共同参画社会基本法                 | 57 |
| 7. 男女共同に関する塩竈市と国内外の動き          | 62 |
| 8. 男女共同参画関連用語集 Key Words       | 66 |

## 多様な生き方を認め合い、協働で創るまちをめざして

東日本大震災から6年が経過しようとしています。

本市では災害公営住宅が完成し、新魚市場が一部供用開始となりました。

今後は、「復興・創生期間」として、被災地の自立を押し進めながら、地方創生のモデルとなる復興の実現を目指してまいります。

さて、国においては少子高齢化が進み、人口減少社会に突入し、社会の多様性と活力を高め、我が国経済が力強く発展していくため、女性の社会進出を促す「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」いわゆる女性活躍推進法が、一昨年に成立し、国・自治体・企業が一丸となって女性の活躍推進に取り組む時代を迎えました。

また、国の第4次男女共同参画基本計画においては、東日本大震災等の経験と教訓を踏まえ、防災・復興施策への男女共同参画の視点の導入や女性防災リーダーの重要性、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）による女性の社会進出機会の提供や男性中心型労働慣行等の変革によるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現が示されました。

本市においては、避難所運営などにおいて男女共同参画への配慮が十分になされなかったことへの教訓と昨年度策定した「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画」などの本市関係基本計画を包括した「第2次しおがま男女平等・共同参画基本計画」を策定しました。

今後、市民ひとりひとりがライフステージに応じた多様な生き方を選択できるよう地域住民や市民活動団体、企業との有機的連携と役割分担を行ながら、さらなる協働体制を構築してまいります。

策定にあたり、しおがま男女共同参画推進審議会の委員の皆様には多大なご尽力をいただきました。また、市民意識調査やパブリックコメント手続きにおいて、多くの方々から貴重なご意見・ご提案をお寄せいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

平成29年3月

塩竈市長 佐藤 昭

# 第1章 基本的な考え方

---

## 1. 計画策定の趣旨

塩竈市では、「男女共同参画社会基本法」（以下「法」という。）等を踏まえ、「第4次塩竈市長期総合計画」（計画期間：平成13年度～22年度）における先導的かつ重点的に取り組む「リーディングプロジェクト」の1つに「男女共生プロジェクト」を掲げ、その基本的な指針として平成15年に「しおがま男女平等・共同参画基本計画」（計画期間：平成15年度～22年度）を策定しました。その後、男女が平等で共同参画できる社会の実現を目指すため、平成19年9月「塩竈市しおがま男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）を制定し、男女共同参画施策の推進に取り組んできました。

これまでの取り組み状況や市民意識調査結果、そして東日本大震災の被災現場では男女のニーズの違いを踏まえた対策が十分に行われなかった教訓を踏まえて施策の見直しを行う「第2次しおがま男女平等・共同参画基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

なお、本計画には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第6条に基づく推進計画を含むものとし、推進計画に該当する施策等は、第2章基本目標Ⅲに記載の施策・事業です。

## 2. 計画の目的

本計画は、条例に基づき、男女が平等で共同参画できる社会の実現に向けて取り組むべき課題を明らかにし、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。

また、条例における基本理念に沿って、男女共同参画に関する施策を推進するものとします。

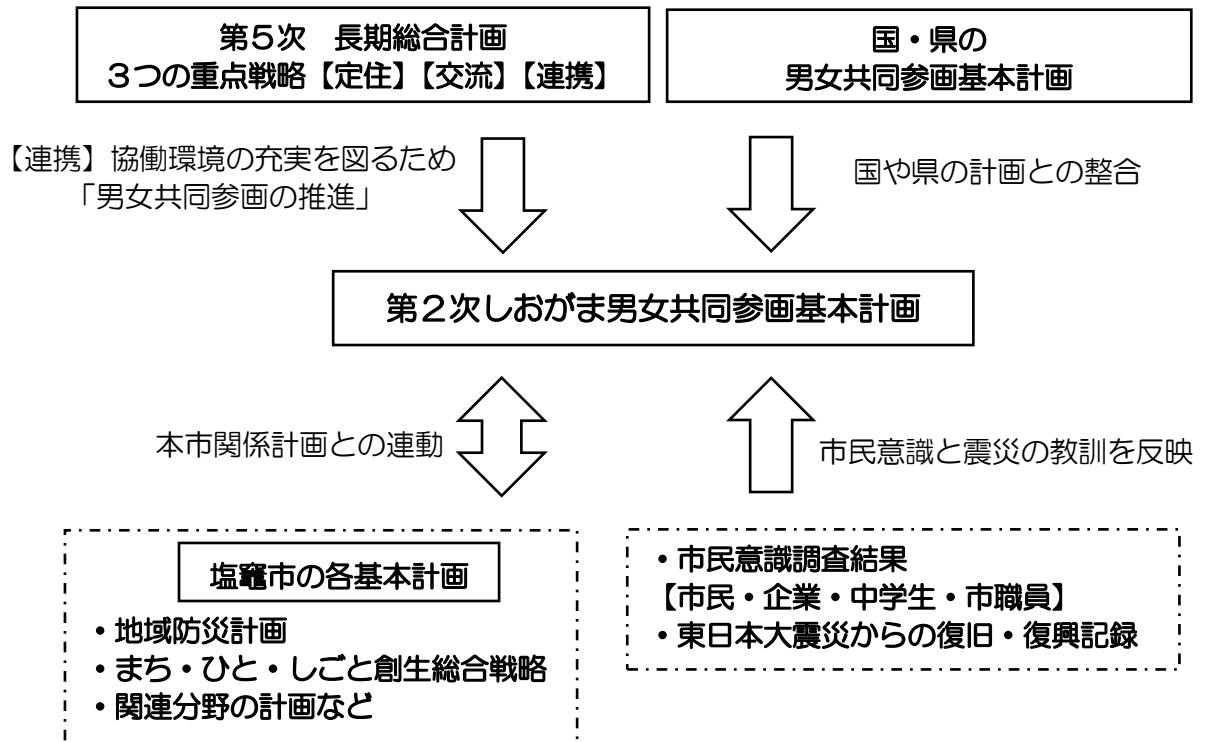
## 3. 基本理念

- ① 男女の人権の尊重
- ② 制度や慣行が男女の自由な選択に及ぼす影響に対する配慮
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活と社会生活における活動の両立
- ⑤ 性に関する相互理解と性と生殖に関する健康と権利の尊重
- ⑥ 国際協調に基づく男女共同参画の取組

※条例第3条の要約

# 第1章 基本的な考え方

## 4. 計画の位置付け



## 5. 計画の期間

本計画は、第5次塩竈市長期総合計画の終了年とあわせて、平成28年度から平成32年度までの5か年間とします。

ただし、社会情勢の変化や国の動向、計画の進捗状況に応じて、必要な見直しを行います。

## 6. 成果指標

本計画では進捗の可視化を図るため、基本目標ごとに「成果指標」を設定しました。

尚、「成果指標」については、国の第4次男女共同参画基本計画における成果目標を参考に設定しております。

## 第1章 基本的な考え方

### 【成果指標】

|   | 成果指標                                  | 現 状<br>(平成 27 年度)      | 目 標<br>(平成 32 年度) |
|---|---------------------------------------|------------------------|-------------------|
| 基本目標Ⅰ<br>男女の人権の<br>尊重と平等を<br>めざす教育<br>学習の推進 | 「男女共同参画社会」の周知度                        | 市 民：77.5%<br>中学生：28.6% | 全て 100.0%         |
| 基本目標Ⅱ<br>家庭における<br>男女の平等・<br>共同参画の<br>実現    | 認可保育所定員数                              | 715 人                  | 715 人             |
|   | 一時預かり保育延べ利用人数                         | 1,841 人                | 2,930 人           |
| 基本目標Ⅲ<br>職場における<br>男女の平等・<br>共同参画の<br>実現    | ポジティブ・アクション（注1）を実践する<br>事業所の割合        | 41.7%                  | 50.0%             |
|   | 職場内でのワーク・ライフ・バランス（注2）<br>に理解を示す市職員の割合 | 86.9%                  | 100.0%            |
|   | 当該年度に育児休業を取得した市男性職員数                  | 1 人                    | 1 人以上             |
| 基本目標Ⅳ<br>地域社会に<br>おける男女の<br>平等・共同<br>参画の実現  | 各種審議会等における女性の割合                       | 26.7%                  | 35.0%             |
|   | 市の管理監督職（注3）に占める女性の割合                  | 21.6%                  | 25.0%             |
|   | 町内会における女性会長の割合                        | 5.5%                   | 10.0%             |
|   | 消防団における女性団員の割合                        | 12.0%                  | 12.0%             |

注1：ポジティブ・アクション（積極的改善措置）とは、働く事や仕事に対する意欲の高い女性を積極的に登用し、能力を発揮してもらおうという企業の自主的な取り組みのこと

注2：ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」こと

注3：市の管理監督職とは、係長以上の職階で指示・命令を行う職責を有する職員のこと

## 第1章 基本的な考え方

---

### 7. 施策の体系

#### 基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重と平等をめざす教育学習の推進

##### <施策の方向>

##### 【主要課題1】「幼・保・学校等」学びの場における男女平等教育の推進

- (1) 男女の人権の尊重、平等意識を培う教育・学習の更なる充実
- (2) 男女平等の視点に立った教育・保育現場での生活の見直し
- (3) 学校等教職員に対する研修の推進

##### 【主要課題2】社会教育・生涯学習における男女平等教育の推進

- (1) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進
- (2) 男女共同参画のための学習機会等の充実
- (3) 生涯学習指導者等に対する啓発と研修の推進

##### 【主要課題3】男女平等教育の視点に立った調査研究の推進

- (1) 男女共同参画に関する積極的な情報提供と調査研究活動の推進
- (2) 市職員に対する啓発と研修の充実

#### 基本目標Ⅱ 家庭における男女の平等・共同参画の実現

##### <施策の方向>

##### 【主要課題1】男女が対等なパートナーとして共に支え合う家庭づくりへの支援

- (1) 男女のパートナーシップに基づく家庭づくりの啓発
- (2) 男性の家事・育児・介護等への参加促進と支援

##### 【主要課題2】地域における子育て支援の充実

- (1) 多様な子育て支援の拡充
- (2) 子育て支援ネットワークの構築

##### 【主要課題3】要介護者を持つ家庭への支援の充実

- (1) 家族支援サービスの充実
- (2) 介護を担う人材の育成

##### 【主要課題4】夫婦・パートナー等の男女間におけるあらゆる暴力の根絶

- (1) 女性の人権尊重と暴力の根絶に向けた市民意識の醸成
- (2) 暴力被害者への救済支援体制の整備

## 第1章 基本的な考え方

### 基本目標Ⅲ 職場における男女の平等・共同参画の実現

#### <施策の方向>

##### 【主要課題1】男女の均等な機会と待遇の確保

- (1) 男女雇用機会均等法の普及と労働条件改善の促進
- (2) 女性が働きやすい職場づくりへの啓発と取り組みの推進
- (3) 水産・商工等自営業における女性の待遇改善の促進
- (4) 女性管理職の登用促進と職域の拡大
- (5) 多様な就労形態に対する条件整備
- (6) 企業のポジティブ・アクションへの取り組みの促進

##### 【主要課題2】家庭を持つ男女労働者への支援

- (1) 労働時間短縮に向けた取り組みの推進
- (2) 育児・介護休業制度の定着と活用促進
- (3) 多様な就労形態に対応した保育サービスの充実

##### 【主要課題3】女性職業能力開発への支援

- (1) キャリアアップや再就職などに向けた職業能力開発への支援
- (2) 働く女性の活躍に向けた取り組みの推進

### 基本目標Ⅳ 地域社会における男女の平等・共同参画の実現

#### <施策の方向>

##### 【主要課題1】男女の固定的な性別役割分担意識の解消

- (1) 固定的な性別役割分担意識解消に向けた取り組みの推進

##### 【主要課題2】政策・方針決定への男女共同参画の促進

- (1) 審議会等委員への女性参画の推進
- (2) 多様な地域活動における女性役員等の登用促進

##### 【主要課題3】生涯を通じた女性の健康支援

- (1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発
- (2) ライフステージに応じた女性の健康支援

##### 【主要課題4】市民と行政との協働による男女共同参画の推進

- (1) 男性の地域参加の促進と市民活動への支援
- (2) 地域活動を担う女性のエンパワーメントの促進
- (3) 男女共同参画の視点に立った横断的な行政組織体制の推進

##### 【主要課題5】男女共同参画の視点に立った地域の国際交流の推進

- (1) 男女共同参画を目指した国際理解と交流活動の推進
- (2) 外国籍市民との交流・支援の推進